

新旧対照表

○ふぐ処理師免許に係る審査基準

新	旧
<p>ふぐ処理師免許に係る審査基準</p>	<p>ふぐ処理師免許に係る審査基準</p>
<p>第1 趣旨</p>	<p>第1 趣旨</p>
<p>この審査基準は、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和50年千葉県条例第1号。以下「ふぐ条例」という。）第5条第1項に規定するふぐ処理師の免許を与えるかどうかを判断するために必要な基準を定めるものとする。</p>	<p>この審査基準は、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和50年千葉県条例第1号。以下「ふぐ条例」という。）第5条第1項に規定するふぐ処理師の免許を与えるかどうかを判断するために必要な基準を定めるものとする。</p>
<p>第2 ふぐ条例第5条第1項第1号に規定するふぐ処理師試験</p>	<p>第2 ふぐ条例第5条第1項第1号に規定するふぐ処理師試験</p>
<p>1 (削る)</p>	<p>1 <u>受験資格</u></p>
<p></p>	<p><u>(1) 営業者自らが従事証明書を発行する場合の処理について</u></p>
<p></p>	<p><u>試験を受けようとする営業者自らがふぐの取扱い等に関する条例施行規則（昭和50年規則第23号。以下「ふぐ規則」という。）第10条第2号に規定するふぐの取扱業務従事証明書（以下「従事証明書」という。）を発行する場合は、ふぐ条例第10条第2号に規定する受験資格の確認のため、当該従事証明書は、取引先又は同業者2名による証明印が押印されたものでなければならない。</u></p>
<p></p>	<p><u>(2) 従事証明書における従事した施設について</u></p>
<p></p>	<p><u>従事した施設は千葉県内の認証施設又は千葉県のふぐ処理師試験と同等若しくはそれ以上の内容で資格試験を実施している下表に掲げる都道府県内において、ふぐの取扱いを認められた施設でなければならない。</u></p>
<p></p>	<p><u>埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</u></p>
<p></p>	<p><u>(3) 外国籍等の者の氏名の取扱いについて</u></p>
<p>外国籍等の者の氏名の取扱いについて</p>	<p>外国籍等の者が受験しようとする場合にあつては、受験願書の氏名欄に</p>
<p>外国籍等の者が受験しようとする場合にあつては、受験願書の氏名欄に</p>	<p>氏名（本名）を記載するものとし、希望により通称名（住民票記載のものに限る。）の併記を認めるものとする。この場合において、合格証書その</p>
<p>他の関係書類の氏名欄には氏名及びその下に括弧書きで通称名を併記する。</p>	<p>他の関係書類の氏名欄には氏名及びその下に括弧書きで通称名を併記する。</p>

新	旧
<p>2 試験</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>① 試験科目 <u>水産食品の衛生に関する知識及びふぐに関する一般知識とする。</u></p> <p>② 出題方針</p> <p>ア 内容 定説に従ってふぐ処理師として理解しておくべき事項を出題する。</p> <p>イ 出題形式 ○×式、択一式その他の客観式及び記述式とする。</p> <p>③ 試験科目別の出題方針</p> <p>ア <u>水産食品の衛生に関する知識</u> <u>水産食品に関する衛生法規（食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法施行条例（平成12年千葉県条例第3号）等）及び水産食品の衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）に関する</u>ことを出題する。</p> <p>イ <u>ふぐに関する一般知識</u> <u>ふぐに関する関係法規（ふぐ条例、ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（昭和50年千葉県規則第23号。以下「ふぐ規則」という。）等）、ふぐの種類と鑑別、ふぐの処理と鑑別、ふぐの一般知識</u>に関することを出題する。</p> <p>④ 採点及び試験時間</p> <p>ア 採点 1科目100点を満点とし、2科目計200点とする。</p> <p>イ 試験時間 2科目計1時間とする。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>① 試験科目 ふぐの処理、処理の確認その他の取扱いに関する実技とする。</p> <p>② 出題方針 実務的知識及び技能を見るものとして、<u>ふぐの種類と鑑別</u>、<u>ふぐの処理と鑑別</u>、その他の取扱い<u>等</u>を行わせるものとする。</p>	<p>2 試験</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>① 試験科目 <u>食品衛生関係法規及び食品衛生学とする。</u></p> <p>② 出題方針</p> <p>ア 内容 定説に従ってふぐ処理師として理解しておくべき事項を出題する。</p> <p>イ 出題形式 ○×式、択一式その他の客観式及び記述式とする。</p> <p>③ 試験科目別の出題方針</p> <p>ア <u>食品衛生関係法規</u> <u>ふぐ条例、ふぐ規則、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品表示法（平成25年法律第70号）の中からふぐ処理師の日常業務に関連して知っておくべき法規に関する</u>ことを出題する。</p> <p>イ <u>食品衛生学</u> <u>食中毒に関する知識、ふぐの種類及び毒性その他のふぐ処理師の日常業務に関連する知識</u>に関することを出題する。</p> <p>④ 採点及び試験時間</p> <p>ア 採点 1科目100点を満点とし、2科目計200点とする。</p> <p>イ 試験時間 2科目計1時間とする。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>① 試験科目 ふぐの処理、処理の確認その他の取扱いに関する実技とする。</p> <p>② 出題方針 実務的知識及び技能を見るものとして、ふぐの処理、<u>処理の確認</u>その他の取扱いを行わせるものとする。</p>

③ 試験方法

ア 種類鑑別

ふぐの種類を記載した名札を受験者に渡し、それぞれ該当するふぐに添付させる方法により、ふぐ5種類について鑑別させるものとする。

イ 除毒等の技術

受験者1名につき、実技用ふぐ（同一の種類で大きさは同程度のもの）1匹、「食べられるもの」のバット1個、「食べられないもの」のバット（朱書したもの）1個及び臓器等の名札12枚を実技台の上に置き、名札はそれぞれ該当する臓器等に添付させる。

・胃腸、腸間膜、うきぶくろは一括して「いちょう」の名札を使用する。

・クズ等は「食べられないもの」のバットに入れて一括して「その他」の名札を使用する。

・半陰陽（両性）のふぐの生殖器は、「食べられないもの」のバットに入れてその旨を試験委員に申し出る。

・胴体（身）は、三枚におろし、中骨を分割する。

・皮は粘膜を確実に除去し、皮下組織（いわゆる「とおとうみ」）を分離し、まな板に張り付ける（皮ひきは含まない）。

除毒等の技術は、下表のとおりとする。

項目	項目の具体的な内容
取扱い	手指の爪、傷等、用具、服装、態度及び衛生的取扱い
除毒の仕上がり	可食部分に腎臓その他の有毒臓器、粘膜及び血液が付着していないかどうか
毒性鑑別	可食部分と不可食部分が区別できているかどうか
臓器等鑑別	臓器等の名称を理解しているかどうか
(削る)	(削る)

③ 試験方法

ア 種類鑑別

ふぐの種類を記載した名札を受験者に渡し、それぞれ該当するふぐに添付させる方法により、ふぐ5種類について鑑別させるものとする。

イ 除毒等の技術

受験者1名につき、実技用ふぐ（同一の種類で大きさは同程度のもの）1匹、可食用バット1個、不可食用バット（朱書したもの）1個及び臓器の名札11枚を実技台の上に置き、名札はそれぞれ該当する臓器等に添付させる。胃腸、腸間膜、うきぶくろは一括して「胃腸」の名札を使用する。

除毒等の技術は、下表のとおりとする。

項目	項目の具体的な内容
取扱い	手指の爪、傷等、用具、服装、態度及び衛生的取扱い
除毒の仕上がり	可食部分に腎臓その他の有毒臓器、粘膜及び血液が付着していないかどうか
毒性鑑別	可食部分と不可食部分が区別できているかどうか
臓器等鑑別	臓器等の名称を理解しているかどうか
<u>皮ひき</u>	<u>仕上がり</u>

新	旧
<p>④ 採点及び試験時間 ア 採点 種類鑑別は50点満点、除毒等の技術は100点満点とし、採点の詳細は、別記1のとおりとする。ただし、別記1は、適正な試験の遂行上支障があるため、公にしない。 イ 試験時間 種類鑑別は3分間、除毒等の技術は<u>20分間</u>とする。</p> <p>(3) 合格基準 別記1のとおりとする。 ただし、別記1は、適正な試験の遂行上支障があるため、公にしない。</p>	<p>④ 採点及び試験時間 ア 採点 種類鑑別は50点満点、除毒等の技術は100点満点とし、採点の詳細は、別記1のとおりとする。ただし、別記1は、適正な試験の遂行上支障があるため、公にしない。 イ 試験時間 種類鑑別は3分間、除毒等の技術は<u>35分間</u>とする。</p> <p>(3) 合格基準 別記1のとおりとする。 ただし、別記1は、適正な試験の遂行上支障があるため、公にしない。</p>
<p>第3 ふぐ条例第5条第1項第2号に規定する<u>知事が適当と認めるもの</u></p> <p><u>ふぐ条例第5条第1項第2号に規定する知事が適当と認めるものとは、他の都道府県等において、ふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められている者であって、次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>1 他の都道府県等において、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号）別添に掲げるふぐ処理者の認定基準（以下「認定基準」という。）に適合する認定要件に基づいた試験に合格し、免許等を受けている者。</u></p> <p><u>2 他の都道府県等において、認定基準に適合しない認定要件に基づいた試験（学科及び実技を行うものに限る。）に合格し、免許等を受けている者であって、当該他の都道府県等が定める講習会等により認定基準に対する不足が補われたもの。</u></p> <p><u>3 1及び2に掲げるもののほか、千葉県において認定証の交付を受けた者であって、認定の申請時に提出した他の都道府県の免許を継続して受けているもの。</u></p>	<p>第3 ふぐ条例第5条第1項第2号に規定する<u>他の都道府県のふぐ処理師等の要件等</u></p> <p><u>1 他の都道府県のふぐ処理師等の要件</u></p> <p><u>他の都道府県において取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者とは、千葉県のふぐ処理師試験と同等若しくはそれ以上の内容で資格試験を実施している下表に掲げる都道府県の試験に合格し、現に免許を取得している者とする。ただし、石川県にあっては、免許番号の免許区分がAの者に限るものとする。</u></p> <p><u>埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</u></p> <p><u>2 認定講習会の科目</u> <u>ふぐ規則第2条の2に規定する認定講習会の科目は、ふぐ条例、ふぐ規則その他のふぐ処理師として必要な知識とする。</u></p>

新	旧
<p>第4 免許申請</p> <p>1 外国籍等の者の氏名の取扱いについて 外国籍等の者が免許申請をする場合にあつては、申請書の氏名欄に氏名（本名）を記載するものとし、希望により通称名（住民票記載のものに限る。）の併記を認めるものとする。この場合において、ふぐ処理師免許証その他の関係書類の氏名欄には氏名及びその下に括弧書きで通称名を併記する。</p> <p>2 相対的欠格事由について (1) ふぐ条例第7 条の2に規定する相対的欠格事由 ① 視覚の障害に該当する者 ア 全盲 全盲であるものには、免許を与えないものとする。 イ 強度の視力障害 強度の視力障害の者については、視力障害に関する専門家の意見を聴いた上で、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知、判断を適切に行うことができないと判断されたときは、免許を与えないものとする。 ② 精神の障害に該当する者 精神の障害について専門家の判断が必要と診断された者及びこれに類する診断をされた者には、精神障害に関する専門家の意見を聴いた上で、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知、判断を適切に行うことができないと判断されたときは、免許を与えないものとする。</p>	<p><u>3 外国籍等の者が受講申込みをする場合の処理</u> <u>外国籍等の者が受講しようとする場合にあつては、認定申請書の氏名欄に氏名（本名）を記載するものとし、希望により通称名（住民票記載のものに限る。）の併記を認めるものとする。この場合において、講習会通知書その他の関係書類の氏名欄には氏名及びその下に括弧書きで通称名を併記する。</u></p> <p>第4 免許申請</p> <p>1 外国籍等の者の氏名の取扱いについて 外国籍等の者が免許申請をする場合にあつては、申請書の氏名欄に氏名（本名）を記載するものとし、希望により通称名（住民票記載のものに限る。）の併記を認めるものとする。この場合において、ふぐ処理師免許証その他の関係書類の氏名欄には氏名及びその下に括弧書きで通称名を併記する。</p> <p>2 相対的欠格事由について (1) ふぐ条例第7 条の2に規定する相対的欠格事由 ① 視覚の障害に該当する者 ア 全盲 全盲であるものには、免許を与えないものとする。 イ 強度の視力障害 強度の視力障害の者については、視力障害に関する専門家の意見を聴いた上で、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知、判断を適切に行うことができないと判断されたときは、免許を与えないものとする。 ② 精神の障害に該当する者 精神の障害について専門家の判断が必要と診断された者及びこれに類する診断をされた者には、精神障害に関する専門家の意見を聴いた上で、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知、判断を適切に行うことができないと判断されたときは、免許を与えないものとする。</p>

新	旧
<p>③ 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤又はアルコールの中毒者 免許申請時の医師の診断書により上記項目の中毒であると診断された者には、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知及び判断を適切に行うことができると認めるに足りる特段の事情がない限り、免許を与えないものとする。</p> <p>(2) 医師の診断書 ふぐ規則第2条第2号に規定する医師の診断書の内容は、別紙1のとおりとする。</p> <p><u>3 ふぐ条例第5条第1項第2号の規定に基づき免許申請を希望する者は、第3の「知事が適当と認めるもの」に該当する者であるか、事前に住所地を所管する免許申請窓口を確認のうえ、免許申請を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">平成25年7月10日 衛第440号 改正 平成29年5月11日 衛第198号 <u>改正 令和 5年5月15日 衛第213号</u></p> <p>別紙 略</p>	<p>③ 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤又はアルコールの中毒者 免許申請時の医師の診断書により上記項目の中毒であると診断された者には、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知及び判断を適切に行うことができると認めるに足りる特段の事情がない限り、免許を与えないものとする。</p> <p>(2) 医師の診断書 ふぐ規則第2条第2号に規定する医師の診断書の内容は、別紙1のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">平成25年7月10日 衛第440号 改正 平成29年5月11日 衛第198号</p> <p>別紙 略</p>